

報告第15号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- |           |   |               |
|-----------|---|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 令和3年第2回杉並区議会定例会において議案第51号により議決を得た「旧杉並区立杉並第八小学校解体工事」 |               |
| 2 金額の変更   | 議決を得た契約金額   | 金228,800,000円 |
|           | 変更後の契約金額  | 金244,211,000円 |
|           | 契約金額の増額   | 金15,411,000円  |
| 3 変更理由    | 工事着手後、発見された地中障害物の撤去及び、近隣住民への配慮から防音シートの設置を行ったため。     |               |
| 4 専決処分年月日 | 令和4年6月13日   |               |